

インボイスについて ～実際に施行されて②～

23-013号
通巻:0252

2023年10月よりインボイス制度が導入されました。国税庁よりQ & A等により取り扱い制度が公表されていますが、数々のご質問を頂戴しています。そこで今回のクラージュニュースにて実際に頂戴した質問とそれに対する対応方法等を前回号に続きご紹介させていただきます。

【適格請求書の記載事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額
及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
(端数処理は一つの適格請求書につき、
税率ごとに1回ずつ)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

引用：国税庁 適格請求書等保存法式の概要

実際に頂戴したご質問として…

Q1. 受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

(回答)

インボイスの番号が有効かどうかについては事業者においてご確認頂く必要がありますが、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、取引の規模・関係性・取引の継続性を踏まえ判断となります。

例として、継続的取引のある取引先(大手) → 最初の1回

継続的取引のある取引先(小規模) → 年1回

新規・単発の取引先 → 取引時に確認

Q2. インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合は？

(回答)

公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用するものであり、その有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。

参考：インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項（国税庁）

Q3. クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

(回答)

クレジットカード利用明細書は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**クレジットカード利用明細書の保存のみで仕入税額控除はできません**

→仕入税額控除を受けるためには、**購入時の領収書等の保存が必要**となります。

ただし、少額特例の対象となる取引や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引については、クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

参考：インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項（国税庁）

Q4. 免税事業者等からの商品等を仕入れた際の仕入税額控除はどうなるの？

(回答)

2023年10月以降につきましては、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

→ただし、下記の一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存を要件に**仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置があります**。

令和5年(2023)10月1日～**令和8年(2026)9月30日まで** ⇒ **仕入税額相当額の80%**

令和8年(2026)10月1日～**令和11年(2029)9月30日まで** ⇒ **仕入税額相当額の50%**

令和11年(2029)10月1日～ ⇒ **経過措置なし**

参考：消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A（国税庁）

Q5. 免税事業者等に該当する外注先Aが令和6年1月1日より適格請求書発行事業者の登録を受ける

とのことですが、令和5年11月分の外注費は仕入税額控除できるの？

(回答)

免税事業者等に該当する外注先Aが、適格請求書を発行することが可能となるのは令和6年1月1日からの取引分となりますので、**令和5年11月分の外注費は仕入税額控除を受けることはできません**。ただし、Q4と同様に**仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置を適用することができます**。

外注先Aが令和6年1月より適格請求書発行事業者の登録を受ける場合

令和5年11月分 適格請求書の発行**不可** ⇒ **仕入税額控除を受けられない** ⇒**Q4の経過措置あり**

令和6年01月分 適格請求書の発行 ⇒ **仕入税額控除が可能**

～コメント～

今回記載させて頂いた例以外でも多数のご質問を頂戴しており、制度自体が始まったばかりでいろいろなご意見が乱立しています。インボイスについて少しでも疑問点等がございましたらご連絡をお待ちしております。

また、2024年1月より、電子帳簿保存法の改正により電子取引の電子保存の義務化も始まりますので、こちらに関してもインボイスと同様に疑問等がございましたらご連絡お待ちしております。

クラージュ総合会計事務所 小門 竜太